

市川駅南公園内における  
保育園設置・運営事業者  
募集要項

第2版  
平成30年11月  
市川市

## 目 次

1.	募集目的	2
2.	場所	2
3.	計画地の概要	2
4.	定員	2
5.	運営開始日	2
6.	申請資格	2
7.	占用の許可・占用期間・事業者負担等	3
8.	運営・整備等に関する事項	5
9.	スケジュール	9
10.	応募手続等について	10
11.	視察対象保育園	13
12.	設置・運営事業者の審査・決定方法	14
13.	選定結果通知	14
14.	応募書類の取扱い	14
15.	事業者決定の取消し	14

# 市川駅南公園内における保育園設置・運営事業者募集要項

## 1. 募集目的

市川市では、待機児童対策を市の重要施策として位置付け、民設・民営による保育所等の整備を進めているところです。この度、特に待機児童の多い「重点整備地域」の一つであるJR市川駅周辺とりわけ市川駅南地区における対策として、平成29年度に都市公園法（昭和31年法律第79号）が改正されたことに伴い、市川駅南公園の敷地の一部を活用し認可保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所をいう。以下同じ。）を整備することとしたので、認可保育園を設置・運営する事業者を募集するものです。

## 2. 場所

千葉県市川市大洲4丁目4117番1の一部 市川駅南公園の敷地内  
（JR総武線市川駅 徒歩9分）

## 3. 計画地の概要

- ① 敷地面積 300.02 m<sup>2</sup>（資料2 測量図面参照）  
（公園面積：2,558.97 m<sup>2</sup>）

※ 計画地は公園内に位置するため、通園にあたっては、計画地の東側にある公園出入口から公園内を、西側にある市川市こども発達センター（以下「こども発達センター」という。）の敷地を通行することとなります。

- ② 用途地域 工業地域  
③ 建ぺい率 60%  
④ 容積率 200%

※ 計画地は都市計画施設（公園）内に位置するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条第3号の規定により建築物の階数、主要構造部に関して基準が設けられているので、関係法令等をご確認ください。

## 4. 定員

原則50名以上

## 5. 運営開始日

平成32年4月1日（千葉県による認可が前提です。）

## 6. 申請資格

以下の要件を全て満たす法人格を有する者

- ① 平成30年10月1日現在、認可保育園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園を運営している法人で、法人としての認可保育所等の運営実績が3年以上あること。  
② 市川市暴力団排除条例（平成24年市川市条例第12号）に規定する暴力団又は暴力

団等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- ③ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に定める基準（同号ルを除く。）を全て満たす者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税及びその他市川市税を滞納している者
  - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
  - ウ 本申請日前 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ⑤ 本要項に定めるもののほか、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、千葉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 85 号）その他の関係法令及び通知等を遵守して認可保育園を設置・運営することができる者であること。また、保育の実施責任者である市川市からの指導等を遵守できる者であること。

## 7. 占用の許可・占用期間・事業者負担等

### (1) 土地の占用について

計画地は都市公園である市川駅南公園の敷地内にあるため、保育園の設置及び運営には、都市公園法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 2 項の規定に基づく占用許可が必要となります。

計画地の占用期間は、10 年間とします。ただし、占用許可の更新は妨げないものとします。

占用許可については、別途都市公園法及び市川市都市公園条例（昭和 62 年市川市条例第 12 号）等の関係法令に基づき、市に申請していただきます。

### (2) 占用料（使用料）について

計画地の占用料については、市川市都市公園条例第 11 条に基づき、毎年市が算定し設置・運営法人に請求します。

なお、占用料については、計画地の引渡日から発生します。

#### 【参考】

平成 30 年度固定資産税評価額での試算

年額 720,000 円程度

※ 上記の試算額は参考であり、正式な金額は設置・運営法人の決定後に定めます。

### (3) 占用の条件

都市公園における保育園の占用は、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 15 条及び第 16 条で定める技術的基準に適合するものであるほか、次の条件を満たす必要があります。

- ① 設置・運営事業者は、都市公園法及び市川市都市公園条例等の関係法令を遵守するとともに、市の公園管理等に係る指導、指示に従うこと。
- ② 建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと。

- ③ 構造が倒壊、落下等防止する措置を講じる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものであること。
- ④ 占用許可は、第三者に譲渡することはできない。
- ⑤ 占用許可を受けた計画地は、認可保育園の運営以外の目的に使用することはできない。なお、市の許可なく目的外に利用した場合又は第三者に占用させた場合は、当該地を占用許可申請時点の状態まで原状回復の上、返還していただきます。
- ⑥ 占用期間が満了したとき又は設置・運営事業者側の理由により占用許可が取り消されたときは、自らの費用にて計画地を占用許可申請時点の状態まで原状回復するものとし、その際は、関係法令を遵守し市の指示に従うこと。また、その際に係る費用は事業者が負担すること。
- ⑦ 設置・運営事業者が建築した建物について、自己名義で所有権の登記をすることを妨げない。なお、第三者に転売・譲渡等名目の如何にかかわらず、担保権を設定することはできない。
- ⑧ 工事の施工方法について、市の承認を得ること。また、本市が改善の必要があると認めた場合は、その指示に従うこと。
- ⑨ 工事に際しては、設置・運営事業者の責任で近隣住民等への説明を実施すること。
- ⑩ 工事に際しては、公園利用者への安全対策を講じること。
  - ※ 安全対策にあたって、公園利用を制限する範囲、時期等については別途協議することとします。
- ⑪ 地下埋設物や地中障害物が発見された場合においても、その取扱い及び調査・撤去等を事業者の費用負担にて行うこと。

#### (4) 敷地状況について

計画地内の樹木及び電灯の移設後、更地にて引渡しとします。

計画地境界部にはフェンス等は設置していないので、施設整備時に設置してください。

必要な電力、ガス、水道等の引込みについては、以下のとおりとしてください。

- ① 電力：電力事業者と協議の上、引き込みを行ってください。
- ② ガス：市及びガス供給者と協議の上、市川駅南公園内に接する配管へ引き込みを行ってください。
- ③ 水道：計画地から道路側にある既存水道管へ引き込みを行ってください。
- ④ 通信：通信事業者と協議の上、引き込みを行ってください。
- ⑤ その他：市又は関係機関等と協議を行い、引き込みを行ってください。

※ 施設の設計を行う場合、これらを考慮し、市の関係部署と調整を行った上で施設設計をお願いします。

※ 公園内へのガス・水道管等の敷設にあたっては、計画地内の占用とは別に、占用許可の手續及び占用料の支払が発生します。

#### (5) その他

応募申込みに関して必要な費用及び設置認可等の手續に係る経費は事業者負担とします。

## 8. 運営・整備等に関する事項

設置・運営に関する事項は、以下の（１）～（５）に定めるものとしますが、これらの事項に加え、保育内容に関する提案に基づき、保育園を設置・運営していただきます。

なお、本要項において定めのない事項については、市と協議することとします。

### （１）法令等の遵守

以下の法令等を遵守するものとします。

- ① 児童福祉法
- ② 千葉県が定める児童福祉の施設及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 千葉県が定める保育所設置認可に関する審査基準（平成 25 年 6 月 1 日施行）
- ④ 千葉県が定める保育所設置認可等に関する要綱（平成 25 年 6 月 1 日施行）
- ⑤ 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市川市条例第 14 号）
- ⑥ 上記のほか、建築基準法、都市計画法、都市公園法、消防法、その他の関係法令及び通知等

### （２）運営に関する要件

#### I. 定員及び受入クラス

《定員》

原則 50 名以上とします。

※下の年齢児より少ない定員を上年の年齢児で設定することは認められません。

※本市の待機児童の状況を鑑み、可能な限り 1 歳児の定員を多く設定するように配慮してください。

《受入クラス》

0 歳児クラス（生後 57 日以上） ～ 5 歳児クラス

#### II. 開園時間

延長保育時間を含めた開園時間は、下記のとおりとします。なお、この時間帯を超えて開園することは妨げません。

月曜日から金曜日 7:00 ～ 20:00

土曜日 7:00 ～ 18:00

#### III. 休園日

下記に示す日以外を休園日とすることは認められません。なお、①②を開園日とする場合は、あらかじめ市川市との協議が必要となります。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- ③ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

#### IV. 給食

給食は自園調理とし、完全給食を実施してください。

※ 給食の材料等の搬入時に一時的に利用する駐車スペースについては、市と協議の上、こども発達センター内の駐車場を利用することができます。

## V. 職員配置等

関係法令を遵守するほか、下記の（１）～（６）によるものとします。

なお、下記の（１）～（６）に示す「常勤」とは、「無期または１年以上の雇用契約であり、かつ就業規則に定められた勤務時間（１日６時間以上かつ月２０日以上勤務に限る。）で勤務すること」とします。

（１）以下の職員を必ず置くこと。

①施設長（園長） ②主任保育士 ③保育士 ④栄養士 ⑤調理員

（２）施設長の配置については、下記を遵守すること。

① 施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、園の運営について迅速かつ的確な判断ができる常勤かつ専任の者であって、下記要件のうちいずれか一つを満たす者とする。

ア 保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員として２年以上の実務経験を有する者

イ 児童福祉事業に２年以上従事した経験を有し、かつ、社会福祉法人日本保育協会主催の「保育所初任保育所長研修会」若しくは社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者又は施設長就任日までに受講できる者

ウ 社会福祉主事の資格を有し、かつ児童福祉事業に２年以上従事した経験を有する者

② 保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、開設後３年間は施設長を変更しないこと（やむを得ず変更する場合は市の同意が必要）。

（３）主任保育士は、クラス担任保育士、フリー保育士、その他保育士の配置を必要とする事業等の担当保育士のいずれにも充てることなく、専ら主任保育士としての役割を担う者であって、常勤かつ専任の者とする。

（４）保育士の配置については、下記を遵守すること。

① 最低配置人数は、定員を算出根拠とし、国通知、千葉県条例等及び通常保育以外に実施する事業（要綱の定めと同等の要件を満たして実施する自主事業を含む。）に係る要綱等に定める保育士数とし、常勤かつ専任の者とする。

② ①に該当する保育士のほか、非常勤の保育士を１名以上配置すること。

③ 上記のほか、児童処遇向上と職員の待遇改善のため保育士の加配に努めること。

（５）栄養士は原則として常勤かつ専任の者とする。なお、下記に該当する場合は、栄養管理、保護者等からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等を含む栄養士業務を確実に実施する体制が整えられれば、栄養士を配置しているものとみなす。ただし、②に該当する場合は、②に該当する栄養士に代わる常勤かつ専任の調理員を配置すること。

① 栄養士免許を所有する者を（６）に示す調理員として配置する場合

② 同一法人が運営する他の認可保育園、認定こども園または小規模保育事業所の栄養士が、設置する認可保育園の栄養士業務を兼務する場合

（６）調理員は常勤かつ専任の者とする。

## VI. 通常保育以外の事業（サービス）

設置する認可保育園の施設設備や職員を活用して通常保育（延長保育を含む。）以外の事業（サービス）を実施する場合、事業の内容によっては「市川市子ども・子育て支援事

業計画」との整合性をとるため、また、認可施設としての実施の妥当性を確認するため、市川市や千葉県との調整が必要となる場合があります。

なお、通常保育以外の事業を実施する場合は、事業が継続的に実施できる体制（職員配置や施設設備等）を整えてください。

## **VII. 通園・通勤方法**

---

通園・通勤時における公園及びこども発達センター内の通行等については、以下のとおりとします。

- ① 次の点を守るよう保育園利用者及び保育園職員に周知・指導をしてください。
  - ア 徒歩での通園等の場合 公園出入口（東側）、こども発達センター側（西側）のいずれかを通行すること。
  - イ 自転車での通園の場合 こども発達センター側（西側）のみを通行すること。
  - ウ こども発達センターは、公民館、老人福祉センターが併設されており、建物の周囲はこれらの施設の利用者の駐車場として使用されているため、こども発達センター敷地を通る際は自動車等に十分注意すること。
  - エ 車での送迎は禁止とする。また、こども発達センター駐車場の使用も禁止とする。
- ② こども発達センターの門扉は施錠管理をしているため、開所時間以外の門扉の開閉について、その方法、鍵の管理等に関し市と協議することとします。

## **VIII. 経理**

---

開設後の経理については、下記のとおり対応してください。

- ① 設置する認可保育園専用の口座を設けること。
- ② 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号等内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）」に基づいて経理を処理するとともに、社会福祉法人かそれ以外かにかかわらず、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 厚生労働省令第 79 号）」に基づいて資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表等による会計処理を行うこと。
- ③ 設置する認可保育園に適用する経理規程を整備すること。
- ④ 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすること。

## **IX. その他運営に関する要件**

---

その他運営に関し、次の点に留意してください。

- ① 保護者会の設置を妨げないこと。
- ② 苦情解決の仕組みを整備すること。
- ③ 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）」第 1 の 3 (3) に定める運営委員会を設置すること。
- ④ 業務上取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱うこと。
- ⑤ 実費負担及び上乗せ負担の設定にあたっては、市川市と協議すること。
- ⑥ 地域交流や行事への招待など、近隣住民との良好な関係づくりに努めること。
- ⑦ 千葉県による児童福祉法等に基づく指導監査や市川市による保育の実施等に係る市川市委託事業に関する検査に協力し、指導又は指摘があった場合には従うこと。

### (3) 整備に関する要件

#### I. 施設及び設備

---

関係法令等を遵守するほか、下記の①～⑦によるものとします。

- ① 計画地は多くの市民が利用する公園内にあることから、保育園の整備にあたっては、周囲の景観の維持・調和や防犯・安全対策など、公園利用者にも配慮した設計とすること。とりわけ、計画地はボール遊び等ができる公園の広場部分に面していることから、公園利用者への配慮及び園児の安全対策のため、計画地の境界にはフェンス又は防球ネット等を設けること。
- ② 屋外遊戯場を同一敷地内に確保できない場合、下記のとおり対応すること。
  - ア 市川駅南公園を代替地にすることができる。
  - イ 市川駅南公園は他の保育園等も利用しているため、利用時間の調整等の配慮を行うこと。
  - ウ 園児の移動に際して安全が確保できるよう十分に配慮すること。
  - エ 可能な限り保育園の敷地内にプール遊びができる環境を確保するよう努めること。
- ③ 屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を遵守すること。
- ④ 駐輪場、ベビーカースペースの設置に努めること。
- ⑤ 調理員専用の便所の設置に努めること。やむを得ず設置ができない場合は、手洗い設備を設けた前室を必置とする。
- ⑥ 児童が使用する便所と調理員が使用する便所を同室に設置しないこと。
- ⑦ ほふく室及び保育室には児童が使用する手洗い器を設置すること。

#### II. 整備手続

---

都市計画法、建築基準法、消防法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年市川市条例第35号）等の関係法令を遵守し、市及び関係機関と協議の上、計画的かつ適切に保育園整備に関する手続を進めること。

なお、計画地は建築基準法第43条第1項に定める要件を充たさないため、「敷地の周囲に広い空地を有する建築物」として、特定行政庁から法第43条第2項第2号の規定に基づく許可を受けること。また、計画地は都市計画施設（公園）の区域内にあることから、都市計画法第53条に定める許可を受けること。

#### III. その他整備に関する要件

---

- ① 施設及び設備の設計に際しては、関係機関と協議調整のうえ、建築基準法及び都市計画法、消防法等の法令に適合することを確認すること。
- ② 施設整備、設置認可申請、開設に至るまでの準備手続については、千葉県及び市川市と十分に協議しながら進めること。
- ③ 開設日の1ヶ月前までに検査済証の交付を受けるよう工事工程を組むこと。
- ④ 設置・運営事業者として決定された後、近隣住民及び公園利用者を対象とした認可保育園整備に係る周知・説明を実施すること。
- ⑤ 騒音等の環境面に配慮するとともに、近隣住民との調整、紛争解決など、申請事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- ⑥ 整備に際しては、管轄の消防署及び市川保健所に相談し、指示、指摘等を受けた

場合はそれに従うこと。

- ⑦ 工事請負や備品購入の契約等にあたり、市川市暴力団排除条例を遵守すること。
- ⑧ 工事期間の資材置場については、周辺地域に用地を確保すること。なお、市と協議の上、占用許可を受けることにより、公園内の計画地以外の部分を資材置場として使用することもできます（占用料）。
- ⑨ 計画地内における駐車場は設置しないこと。

#### (4) 施設名称（園名）について

園名は、千葉県内に同一名称の認可保育園がないこと、市川市内に同一名称の特定地域型保育事業所または認可外保育施設がないことを条件とします。なお、市民が市川市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると市川市が判断した場合には、名称を変更していただく場合があります。

#### (5) 整備費補助及び運営費に対する委託料・補助金

##### I. 整備費に対する補助金

本施設整備に係る補助金については、市川市保育所等整備交付金交付要綱又は市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱に基づき交付を予定しています。詳細は別添資料をご確認ください。

##### II. 運営費に対する委託料・補助金

運営費については、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に基づく委託費を支出します。また、別添資料のとおり市川市単独での委託費の加算又は補助の実施を予定しております。ただし、国が定める公定価格の改定等が実施された場合、委託費の加算又は補助内容に変更が生じることがあります。

#### 9. スケジュール（再募集を行わない場合）

募集資料配布	平成30年11月5日（月）～
質疑受付	平成30年11月5日（月）～12月18日（火）
質疑回答	市川市ホームページ上で回答
現地見学会申込み	平成30年11月19日（月）～11月28日（水）
現地見学会	平成30年11月29日（木）、30日（金）
応募書類受付	平成30年12月21日（金）～12月28日（金）
応募法人視察	応募者が運営する認可保育園等を視察します。 実施日時などは後日連絡します。

事業者による プレゼンテーション	平成 31 年 1 月 15 日（火） ～ 2 月上旬 プレゼンテーションの時間は 15 分から 20 分程度とします。 プレゼンテーション終了後に約 1 時間程度ヒアリングを実施します。
設置・運営事業者の審査 （ヒアリングの実施）	
設置・運営事業者 決定通知	平成 31 年 2 月中旬予定

## 10. 応募手続等について

### (1) 募集要項の配布

配布日時	平成 30 年 11 月 5 日（月） ～ 平日 9：00 ～ 17：00（土曜・日曜・祝日は除く）
配布場所	こども施設計画課（アクス本八幡 2 階） ※市川市ホームページからダウンロードできます。 郵送・FAX による配布は行いません。

### (2) 質疑及び回答

質疑者の資格	応募資格を有する者
質疑の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑書（様式第 1 号）により行って下さい。</li> <li>・ 提出方法は、持参・郵送・メールとします。</li> <li>・ 下記期日必着とし、期限後及び不着の質問等についてはお答えできません。</li> <li>・ 回答時には、市川市ホームページ上で質問内容も公開します。</li> </ul>
受付日時・場所	<p>[日時] 平成 30 年 11 月 5 日（月）～12 月 18 日（火）（必着） 平日 9：00～17：00 ※メールの場合、質疑受付最終日の午後 5 時で締め切ります。</p> <p>[場所] 〒272-0021 千葉県市川市八幡 3 丁目 4 番 1 号 アクス本八幡 2 階 こども施設計画課 TEL 047-711-3061 メール：hoikukeikaku@city.ichikawa.lg.jp</p>
質疑に対する 回答	市川市ホームページ上で随時行います。 なお、団体名及び代表者名の記入が無い質疑書には回答いたしません。質疑回答書は、この募集要項と同等の効力を有するものとします。

### (3) 現地見学について

応募予定者は現地見学をしてください。現地見学については以下のとおりです。

① 日時：平成30年11月29日（木）又は30日（金）

※ 個別に時間を設定する予定です。

② 申込方法

ア 申込みは平成30年11月19日～28日の間に、現地見学申込書（様式第2号）に必要事項を記入の上、持参・郵送・メール（受付場所は上記（2）参照）で申し込みください。

イ 参加人数は各法人3名以内とします。

ウ 上記の日程以外で見学をしたい場合は、担当者までにご連絡ください。

### (4) 応募申込み

本公募への申込みを希望する者は、事業参加申込書（様式第3号）、事業計画書（様式第4号）のほか、必要書類一式を添えて提出して下さい。なお、提出に際しては、電話予約の上、来庁をお願いいたします。郵送・FAXによる提出は受け付けません。

受付日時	平成30年12月21日（金）～12月28日（金） 土日・祝日を除く 9:00～17:00 ※12月28日は9:00～正午
受付場所	千葉県市川市八幡3丁目4番1号（アクス本八幡2階） 市川市役所 こども政策部こども施設計画課 TEL 047-711-3061

### 【提出書類】

	提出書類	作成上の注意
1	事業参加申込書 (様式第3号)	
2	事業計画書 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の整備概要を含めた運営計画を提案してください。</li><li>事業者に決定した場合は、事業計画書の内容に基づいて保育園を運営していただきますので、事業計画書を作成する際には、実現性に留意してください。</li></ul>
3	上記以外の必要書類	
	① 定款	
	② 印鑑証明書	提出日の3ヶ月以内のもの
	③ 法人の登記簿謄本	提出日の1ヶ月以内のもの
	④ 運営法人に係る概要 調書 (様式第5号)	

⑤	運営法人の決算書（株式会社等の場合は損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書キャッシュフロー計算書を含む）及び法人税申告書の写し	直近3ヵ年分
⑥	資金計画書 （様式第6号）	
⑦	資金裏付け資料 （原本または写し）	残高証明書、贈与契約書等（任意様式） 残高証明書は提出日1ヶ月以内に発行されたもの
⑧	財産目録	
⑨	法人役員名簿及び理事長の経歴書	他の添付書類に記載がない場合
⑩	現在運営している保育所等の諸規程	就業規則、職員給与規程、経理規程その他諸規程
⑪	指導監査結果と回答書の写し	直近3ヵ年分
⑫	視察先施設の概要 （様式第7号）	沿革、施設・設備の概要、保育内容、入所状況、職員配置状況 等
⑬	視察先施設の職員名簿（様式第7号）	性別、年齢、資格、常勤（正規、非常勤）、パートの別、勤続年数を記載
⑭	職員の状況 （様式第8号）	視察先となる園の状況について記載
⑮	認可保育園設置計画概要書 （様式第9号）	各種図面及び事業計画書と記載内容が一致するようにしてください。
⑯	施設長予定者調書 （様式第10号）	事業計画書と記載内容が一致するようにしてください。
⑰	職員配置計画書 （様式第11号）	事業計画書と記載内容が一致するようにしてください。
⑱	各種図面	土地利用計画図、各階の平面図
⑲	法人の納税証明書	税務署が発行する“その3の3”様式指定
⑳	事業計画等により必要となる資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の計画(全体的な計画、指導計画他)</li> <li>・各種マニュアル</li> <li>・便り（園便り、保健便り、給食便り他)</li> <li>・その他、必要な資料</li> </ul>

#### (5) 応募申込みの際の注意事項

- ① 提出書類の部数 … 原本1部、副本7部
- ② 提出書類は、表紙を付けて左綴じとし、目次をつけることとします。  
また、書類ごとにページをつけることとします。
- ③ 書類にはインデックスを添付し、A4のファイルに綴じることとします。
- ④ 書類の順番は、申込書→事業計画書→応募申込時の添付書類の順にしてください。
- ⑤ 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

#### (6) 追加書類の提出

市が必要と認めるときは、上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

#### (7) 資料の取扱い

市川市が提供する資料を、応募目的以外で使用することを禁じます。

また、上記の目的範囲内であっても、第三者に対して市川市の下承を得ることなくこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

#### (8) 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 応募に係る提出書類に虚偽があった場合
- ② 事業計画が「**8. 設置・運営に関する事項**」に合致しない場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）の適用を受け、事業者が財務的能力がなくなると認められた場合
- ⑤ 刑事事件その他の不祥事により、事業者の信用が失墜したと認められた場合
- ⑥ その他本要項及び関係法令に違反すると認められた場合

#### (9) 応募申込み後の辞退

応募申込みをした後に辞退しようとする場合は、平成31年1月11日（金）までに文書（任意様式）により届け出るものとします。

#### (10) 再募集について

応募申込みがない場合又は1団体の場合は、再募集を行います。再募集の日程は、改めてお知らせいたします。再募集をしてもなお、応募申込みが1団体であった場合は、「1.2. 設置・運営事業者の審査・決定方法」により審査いたします。

### 1.1. 視察対象保育園

応募者が運営する認可保育園等が複数ある場合には、次の点を踏まえ視察先保育園を決定します。視察先保育園の選定にあたっては、事前にご相談ください。

- ① 市川市内に所在すること又は本市に隣接する市に所在する等、本市に近い場所に所在すること。
- ② 開園後3年以上経過していること。
- ③ 定員が60名前後であること。
- ④ 土地及び建物の全てが保育園として活用されていること。

## 1 2. 設置・運営事業者の審査・決定方法

選考方法は、市川市保育園設置・運営主体の評価に関する基準によって設置する評価委員審査会を開催し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング並びに応募者が運営する認可保育園等の視察により評価を実施します。

プレゼンテーションについては、その方法やプレゼンテーションに対する選考委員の印象等は評価の対象になりませんが、事業計画書の内容を明確に審査委員に伝えるために、10分から15分程度で説明していただきます。

なお、視察については、可能な限り実施いたしますが、日程等の関係上実施することが難しい場合は、当該園の状況をビデオ撮影していただき、それを提出することをもって視察の代わりとすることがあります。

審査は、資料4「市川駅南公園内における保育園設置・運営事業者選定評価項目表」に基づき評価を行い、最高得点の者を第一順位の事業者、次に得点が高かった者を第二順位の事業として決定します。

### ◎ 事業者の審査・決定方法に関する特記事項

※1	最高得点者の評価合計点が同点だった場合、評価項目の「B. 管理・運営に関する事項」の評価合計点が最も高かった事業者を選定します。
※2	審査において、資料4の評価項目のうち、「法令等の順守状況について」「財政及び経営の安定性について」に1項目でも不適切に該当した場合は、失格とします。
※3	最高得点者であっても、市が定める最低評価合計点を下回っている場合は、選定事業者にはせず、「該当事業者なし」とします。
※4	市は第一順位の事業者と保育園の設置・運営に関する協議を行います。第一順位の事業者が辞退した場合等にあつては、市は第二順位の候補者と協議を行います。

## 1 3. 選定結果通知

結果通知は、平成31年2月中旬頃を予定しており、文書により応募者全員（応募申込み後に辞退した応募者及びヒアリング等の実施日に欠席した応募者を除く。）に対して通知いたします。

また、審査結果は市川市ホームページで公表いたします。

## 1 4. 応募書類の取扱い

市川市は、設置・運営事業者の公表等の必要な場合には、応募申込書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は返却いたしません。

## 1 5. 事業者決定の取消し

設置・運営事業者の決定後であっても、上記10（8）失格要件に該当したと認められるときその他の本要項、申請内容及び関係法令等に基づいた保育園の設置・運営が行えないと判断されるときは、当該決定を取り消すことがあります。

※ 本要項に定めのない事項については別途協議をするものとします。